

九十九里平野における塚崎新田の開発と村落構成

—後進地帯における町人請負新田の事例—

菊 地 利 夫

一、小論の問題意識

近世の最先進地帯の京都・大阪や名古屋付近の大坂湾岸・伊勢湾岸や旧大和川跡に町人請負新田が元禄期から多数開発された。それは経済的には新田地主が企業の利潤を追求する営農組織体であり、社会的には周縁の古村社会に与える影響が大きく、その作用は封建的基盤をつきくずし、崩壊を促進する新村である。この事実についてはすでにしばしば発表したが⁽¹⁾、この小論でとりあげる九十九里平野に開発された塚崎新田は享保期の町人請負新田でありながら、その場所は後進地帯であることから、先進地帯の町人請負新田の営農組織と村落構成とはいちじるしく対照的である。およそ新田の経済的、社会的性格は幕藩の新田政策に左右され、周縁の古村の農民分解や経済発展の程度がいちじるしく反映しているが、この塚崎新田を後進地帯に開発された町人請負新田の事例として、先進地帯の町人請負新田と対比しながら、その実態を明らかにしよう。

二、近世中期における東金代官の計画による九十九里平野の新田開発

かつて九十九里平野の集落列の起源について恩師内田寛一博士⁽⁶⁾が何人よりもさががけて発表し、つづいて青野寿郎博士らの臨海集落の研究⁽⁷⁾の発表があり、九十九里平野の集落は多くの集落研究者のフィールドとなった。九十九里平野の古村列は両総台地と九十九里平野の接触線上の都市列と内陸の三つの砂丘列にそれぞれの古村列がある。この古村列の外側が岡集落といわれる臨海村落である。これらの古村列の間に近世において三列の新田が開発された。このうち接触線上の都市から分村した村受新田は近世初期の開発である。近世中期に開発された新田列は二列で東金代官の計画によるものである。その一列は岡集落の前面に開発された村受新田である。元禄期に盛大をきわめた地曳網漁業で増加した漁業者が、享保期からはじまるイワシの不漁で親村の漁村の過剰人口がいちじるしく堆積し、これを収容するために開発された子村新田である。他の一列は内陸の低湿地帯に開発されたもので、多くは村受新田や持添新田であるが、その中にいくつかの町人請負新田がみられる。この小論の塚崎新田はこれらの町人請負新田の一つである。

もともとこの低湿地帯の開発願いは元禄期からあったが、当時の將軍の側用人として権勢ならぶ者なき柳沢吉保の強力な反対があった。柳沢氏の生母の出生地がこの低湿地帯の周縁にある古村の一つであった。この低湿地帯の水上の古村は、ここを水田排水溜めとして、水下の古村はここを水田用水源とし、あるいは低湿地帯に隠し新田を開き、その縁辺の砂丘の松林を採草地として利用していた。新田開発が低湿地帯にあればこれらの利益の失うことを恐れた周縁の古村は柳沢氏の権勢を利用して反対したのである。しかし享保期に入ると柳沢氏の失脚で政治的圧力はなくな

り、江戸町奉行からいわゆる「享保の新田開発令」が発令されたので、東金代官が臨海村落の過剰人口対策として岡集落の村受新田・持添新田を開き、さらにこの低湿地帯を開発して東金代官領十五万石の年貢増加のために本格的に開発を着手したのであった。この場合、低湿地帯の開発には大規模な排水路の開通が必要であり、この工事費について幕府の負担を軽くするために、町人請負新田を好まない幕府もいくつかの町人請負新田を認めて町人から高額の地代金を徴収して、これを排水路工事費に当てようとした。幕府領においては新田開発の公共事業費のねん出方法を先進地帯においてよくこのような方法で所在代官が採用していたのであった。小論の塚崎新田はこの目的で許された町人請負新田の一つであり、この排水路はむかしから小次郎溝といわれている用水路を拡大した現在の真亀川であり、真亀川開通によってこの低湿地帯に多くの村受新田と持添新田の開発ができるようになった。

三、塚崎新田の開拓過程

塚崎新田の請負人は江戸鉄砲州の材木商である家徳屋と伊勢屋であった。家徳屋は近世を通して代々の東金代官に東金領十五万石や福島領の年貢を担保として金融をしていたことが現存する多くの証文からわかる。しかし東金代官はこれらの町人から地代金をできるだけ多額に徴集して同時に村受新田を開発する低湿地帯の排水路と周縁の古村における排水不良の水田の土地改良に要する工事費を獲得することにあつた。東金代官と新田開発者のこの点についての交渉は、第一回目に開発者から低湿地二百五十町歩・松林地二百五十町歩・合計五百町歩の開発権利のために地代金二千両を納めることとし、まず千両を納めた。第二回目は東金代官が低湿地帯約九百二十町歩に新田開発を競願する他の者と共同開発すべきことを指示したが、家徳屋と伊勢屋は二家の請負として五百町歩に限ることを主張し、そ

のために地代金をさらに五百両を納めた。第三回目に東金代官は家徳屋、伊勢屋二家の開発地割当は二百四十町歩に減じ、地代金は既納の千五百両とし、歟下年季三カ年、この期間は役米として反当り米一升五合、計七五石の上納と策定した。このような経過の背後にいかなる事情が存在したのか不明であるが、巧みな東金代官の地代金の釣りあげ決略によるものである。この地代金は家徳屋八五〇両、伊勢屋六五〇両を負担し、新田検地をうけてから、地代金負担の割合に比例して塚崎新田を二分して、家徳新田と広瀬新田として別々に経営された。

かくて家徳新田は享保八年四月に開発願いを提出してから、同年十月に許可、十一月から古村からの雇用労働力を使つて開発に着手、翌九年春に家徳新田の耕地の過半を開発した。ところが家徳新田にも広瀬新田にも移住を申しこむ農民がなかった。そのため東金代官と江戸町奉行の権力と奨励によつてようやく百戸余の移住百姓を得て、享保十二年に検地、新田百姓がそのときには減少して六五戸が定着、ここに二つの町人請負新田が成立した。

享保二十年の検地帳によれば、家徳新田の一二三町歩のうち水田は十二町歩、下畑は二二町歩である。また二六町歩の低湿地はすみやかに水田化すべく命じられ、それまでは永取りの土地と指定された。林畑・葎萱畑・野畑六三町歩は燃料、採草地として残された。新田面積の約九〇%が水田、約一八%が畑、残り七三%が山林であった。その後は田畑の開拓が進行するより、排水路の機能が低下したと見えて、享和期の新田畑書上帳によれば、水田は減じて五町七反歩となり、約六町三反歩は葎萱地成りとして年貢引が認められている。水田化すべき二六町歩はいぜんとしてそのままであった。下畑と林畑などの面積は享保の検地帳と同じ記載となっている。新田検地後、七八十年を経過するうちに極端に新田耕地が悪化したのである。しかし享和期から七〇年後の明治六年における地租改正のためにおこなわれた旧反別調査によれば、家徳新田の水田は四六町五反歩、畑二六町二反歩、山林五三町六反歩、宅地六町三反歩

となっている。新田の三七％は水田として開かれ、畑は二一％に減少し、山林は四二％に減少している。近世後期に真亀川の排水機能の改善によって家徳新田の復興がいちじるしく進んだのである。また家徳新田の戸口も二倍近くに増加し、明治六年には、享保期の三五戸から六五戸に増加している。この労働力の増加も大きく新田復興に貢献していることはいうまでもない。

四、自小作農からなる異例の村落構成

家徳・広瀬の二新田は開発初期に新田百姓を募集しても集らなかった。享保二十年の検地のとき、新田地主から検地役人に提出した「塚崎新田発端之訳」⁽⁴⁾の中に、江戸町奉行と東金代官の権力によって塚崎付近の古村と江戸からようやく百戸余の新田百姓を集めることができたとのべている。塚崎新田に新田百姓が集らなかった理由はいろいろと考えられる。塚崎新田が開発されていたとき、九十九里浜の岡集落では過剰人口をかかえていたが、ここでは村受新田を開き、分家に新田の土地を平均割にわけ与え、自作農の新村をつくった。また九十九里平野の低湿地帯の古村も代官の計画による排水路によって、この低湿地帯に古村の持添新田を開発して古村農民の自営耕地を拡大することができた。したがって町人請負新田に移住して新田小作農になるという不利を何人も好むとこでなかつたであろう。近世中期の九十九里平野は一般的には農民分解の進行もいちじるしくなく、農民的な技術と資本の段階で開発ができる土地が充分に広くあった。近世中期の先進地帯のように農民的段階による開発ができる土地はすでに限界に達し、巨大な町人資本と高度の土木技術によらなければ開発ができない地方とは異なり、他面、広汎な農民の両極分解が進展していた古村に零細農がおびただしく発生して耕地が不足し、人口圧力が高まっていた地方に開発された町人請負

塚崎新田の新田百姓出身地

●は農家
1戸である



新田に、ひきもきらずに新田小作農として、あるいは出作り小作農として流入したことは事情を異にしているのである。

かくて町人請負新田ではありながら、ここに特異な村落構成ができあがった。町人請負新田においては、前期に開発されたものは全国的に新田百姓が永小作農であり、中期となっても後進地帯に少数の開発をみた町人請負新田の村落はやはり永小作農の集団である。このことは町人請負新田に流入する新田百姓がすくないので、その耕作権を優遇して新田百姓を多数集めようとするためには必要な方法であった。また請負開発する町人の資本が小さく、新田百姓が自家労働力で開拓し、さらに家作料・農具・稲粃や食糧を自前で負担したことから、町人請負新田に流入した農民が永小作農となったのである。しかし近世中期からの先進地帯に開かれた町人請負新田では新田百姓は普通小作農しか持っていない。小作農として新田へ移住したり、出作りすることを希望する零細農は古村に大量に存在するし、新田地主は巨大な商業資本を新田開発に投資して、雇用労働力で耕地を整備し、家屋を建て、新田百姓を入植させ、彼等に再生産に必要な農具・粃・食糧を与えることができた。その結果、新田百姓に普通小作権を与え、收穫のうち再生産費として必要な部分を与えて、残り全量を小作料として徴集することができた。このような背景の下でみれば、塚崎新田は自小作農の集団であったことは確かに興味あるものとなる。このような土地所有関係を「塚崎百姓証文」⁽⁶⁾の中に次のようにのべている。

一、御公儀様御慈悲を以て 我等地持百姓に罷成候に付 右之地所者 質地に書入 亦者売地に仕間敷旨奉長候 無抛儀御座候而 他村に引越申候には 百姓一名断絶不仕候様に 代り百姓相建 右之家屋敷地所 不残相渡し可申候

一、私共持地之外 貴殿所持之地所 私共より開発仕候 三年之間 從御代官様御割付之通りに相納 四年目より小作年貢を以相納候

一、尤小作地之儀に御座候得は 三ヶ年相過候開免地 貴殿に御取上げ被成 何処之者に 小作に御入れ被成候共 又者御手作被成候共 違背申間敷候
 —後略—

「塚崎百姓証文」によれば、新田百姓は一戸につき家作料二両二分、農具代反当り錢六二四文を与えられた。六九戸の新田百姓はその補助金と自己の入植資金に応じて、宅地・芝地(畑になる土地)・埜地(田となる土地)を購入した。四三戸は宅地一反歩・芝地二反歩・埜地一・八反歩を購入した。一八戸は宅地一反歩・芝地二反歩を購入した。一戸は宅地一反歩・芝地一反歩を購入した。また宅地一反歩の購入者も一戸があった。あるいは宅地一反歩・芝地・埜地一町九反歩の購入者と、宅地一反歩・埜地一町四反歩の購入者がそれぞれ一戸づつあった。この合計は宅地六町八反八畝歩・芝地十三町九反二畝歩・埜地十二町一反四畝歩となり、塚崎新田の総面積の十四%をしめていた。

このように町人請負新田の農民がわずかながらも自作地と宅地をその新田内に所有せしめたことは、新田百姓の移住と定着すなわち新田労働力の確保のためであり、この特典を与えられるかたわら、土地所有に関するさまざまな義務を負担させられたことはいうまでもない。第一条において、自作地は他村の者へ質地や売りはらったりしないこと、離村することがあらば代りの百姓をたててこれに自作地・宅地を売ることであり、これによって新田労働力の減少を防ごうとした。第二条において新田百姓の自作地以外の土地は入植した労働力をもって開拓して、新田百姓の小作地とし、三カ年は畝下年季の田の役米を納め、四年目から新田地主の決定する小作料を納め、これをもって新田地主の収入とする。第三条によればこの小作地は永小作地ではなく普通小作地であり、新田地主が手作り地としてもよし、小作人のとりかえもまた新田地主の自由であることとしている。

かくして塚崎新田は異例な町人請負新田の村落構成をなすことになった。これら新田百姓の出身地もまた特定の限

定かざる。江戸を出身地とする者一三戸、列りの五六戸は塚崎附近の東金代官領と江戸田奉行の庄、才新其庄の三戸大村であった。新田出百姓触書が幕府領内にかぎられ、他の大名領の古村には配布されていない。一般に先進地帯の町人請負新田の村落構成は、在村する少数の新田小作農とおびただし出作り小作農群からなり、新田面積のうっ、在村小作農が耕作する耕地面積より出作り小作農のそのの広いことが普通である。しかるに塚崎新田においては家徳・広瀬二家が小作せしめている新田労働力はすべて在村小作農のみであつて、古村からの出作り小作農はない。また先進地帯の町人請負新田では在村小作農は世襲的に安定して継続しているが、出作り小作農は入れかわり立ちかわり交替して変動がはげしい。わずかの小作地でも手に入れて耕作しなければならぬ零細農が古村に多く、しかも高率小作料を徴集されるからながくつづかない。古村の零細農はこの小作地さえも手離してついに農村プロレタリアに転落する運命をたどる。新田地主からみれば一人の出作り小作農がやめても代りの出作り小作農がすぐに現われるから新田経営の労働力には困らない。このひんばんな出作り小作農の交替とこれによる農民プロレタリアの古村への堆積こそ封建体制の基盤をなす古村を崩壊せしめる作用であり、町人請負新田の村落機能が周縁の古村に及ぼす変質作用であつた⁽⁴⁾。これに対して家徳・広瀬の町人請負新田の村落構成は古村には町人請負新田へ出作り小作地を欲しているような零細農はなく、したがつて出作り小作農も出現せず、もっぱら在村小作農の労働力に新田経営を依存せざるをえなかつた。検地後にも新田労働力を増加する方法もなかつたので、耕地面積は七、八十年を経過しても検地当時のままであり、水田化を命じられた土地の開拓も手がつかなかつた。後進地帯といわれる地方に開発した町人請負新田には先進地帯のそのような古村におよぼす社会的作用をついに發揮することができなかつたことは顕著な特色といわねばならない。

五、町人請負新田として企業的利潤の有無

もっとも興味ある問題は後進地帯に開發されたかような町人請負新田からは、先進地帯の町人請負新田にみられたような企業的利潤が得られたか否かということである。第一に開發資本（地代金とその他）が歟下年季の期間に回収することができたのであろうか。新田地主は当然支出すべき新田百姓の家作料・農具代を東金代官に支出せしめたことや地代金の一部を新田百姓に土地を売った三二町九反四畝歩の分によって回収することができたことは、開發資本の回収をやや容易にしたことはいうまでもない。残りの地代金と開拓費と歟下年季の間の役米をふくめてはたして原価償却をなしたかどうかを實証する資料は残存していない。間接的には歟下年季三カ年の決定を延期せしめて十二年にすることに成功したことは、開發資本の償却を考慮した上で新田地主が東金代官に要請したものとみなげればならない。歟下年季十二カ年間にしだいに新田百姓が増加して耕地を拡大し、開拓後四カ年から小作料を徵集することができるので開發資本の償却も可能となるらう。

第二は新田地主の企業的利潤をあげうる条件は、一部の研究者が新田の生産力が上昇するから、小作料を檢見取で徵集して新田小作農に再生産のみを残す方法をとるから、新田地主の収入が増加して、そこから企業的利潤をあげていくことができる」と説明するが、實際は数十年の長期間にわたって土地生産力が上昇するものであるから（また檢地当年からかえって土地生産力の低下や停滞する新田もある）、生産力の上昇だけでは企業的利潤をうることを望めない。最大の基礎は繩延びである。檢地面積は實際の面積より小さいのが普通である。この面積の差こそ利潤をあげるためには効果が大きい。すなわち新田の年貢を檢地面積で納め、實際面積で小作農に小作せしめて小作料を徵集す

る。この場合は縄延びの面積だけは事実上年貢のかからない耕地となるから、ここからあがる小作料はすべて新田地主の収入となる。家徳新田の大縄反別は一三五町歩であつたが、これは近世後期の名著といわれる大石久敬の「地方凡例考」に塚崎新田の検地をのべているように、土地払い下げの場合の間は六尺五寸の検地竿による大縄反別であるから、新田検地には一間は六尺一分の検地竿では一六一町歩であつたはずである。しかるに検地帳には一二五町歩とあるから、縄延びは三六町歩もあつたのである。平均的にみても、検地帳の一反歩は実際は一反三畝歩はあつた。もちろんこの縄延びは田よりも畑が大きく、畑より山林地が大きかつたことはいうまでもない。しかし検地帳に記載されている水田十二町歩、下畑二二町歩のうち、水田六町歩、畑六町九反歩は新田百姓の自作地であつたから、新田地主の所有地ははじめは水田六町歩、下畑十五町歩、田にすべき土地二六町歩と山林六三町歩であつた。水田の石盛が中田九、中下田八、下田七、下々田六であり、年貢は石盛の高下を問わず反当り一斗九升六合であつた。小作料は中田六斗、下田五斗、下々田四斗で平均五斗とすれば、概数ではあるが反当り三斗の小作料であつた。また畑年貢は反当り一八文であるが、畑の小作料は不明である。しかし小作台帳が発見されないので検地面積で小作させたのか、実際面積で小作させたのか不明である（先進地帯の町人請負新田は実際面積を小作地の面積としている）。このように不明な点が多いので新田地主の収入は確定できない。いろいろなことは、新村ができた初期ははまだ小作地は拡大せず未開発のままの土地が多く、その上に水田化すべき土地二六町歩の未開拓地の年貢の反当り八文と山林六三町歩の反当り七文の年貢をも負担しなければならぬので、新田地主の収入はすくなく、苦しい経営であつたことは想像できる。まして開拓後の七八十年もへて、水田が排水不良のために縮小せざるをえなくなつて、その収入減は大きかつたと思われる。このように考えれば、家徳新田は企業的利潤をうるどころか、年々損失を重ねたのではないだろう

か。

しかし近世後期には新田経営が好転してきたと思われる。先にのべたように、戸口の増加と真亀川の排水機能の上昇とによって水田は四六町歩、畑二六町歩と拡大することができた。しかも現存する質地証文二百通余を整理すれば、新田百姓が自作地として所有していた耕地のほとんど大部分が新田地主へ質入れしている。質入れ件数と面積からみれば、開発初期の享保期から寛政期までに新田百姓の自作地の八〇%が新田地主の所有地となり、新田百姓はこの土地を改めて普通小作地として新田地主から借りている。つまり新田地主はようやく新田の耕地全体を自己の小作地として経営できるようになったのである。このころから耕地拡大がはじまったことから、新田経営が軌道に乗ってきたものであろう。近世末の新田経営は資料不足から詳細にはわからない。明治初期までに家徳家に何事か起つてきたようである。明治六年旧反別調査には、家徳家の所有地は水田一七町七反歩、畑四町三反歩、山林九町一反歩に減じている。これらの土地を新田百姓六五戸のうちの三五戸に対して小作させている小地主と変っている。村落の六五戸の新田百姓は大小のちがいはあれ、自作地を所有しているのである。恐らく地租改正を見越して、新田地主は適正規模の地主経営に縮小したのか、あるいは幕末、明治初期の経済変動において耕地を手離さねばならぬようなことが発生したのではないだろうか。かつて安永期に家徳家は家徳新田の $\frac{1}{2}$ に近い高二八八石・田畑山林六三町歩を江戸町人に質入れして、同七年に三百兩を返済してこれをとり戻したこともある。当時は新田経営の最悪な時期であり、あるいは将来の見透しに悲観的であったことからこの挙にてたのではないだろうか。質地をとりもどしてからは前述のように近世後期の新田経営がしだいに好転したのである。しかし家徳新田経営史を通してみれば、この新田経営は企業の利潤などは望むべくもないのであった。後進地帯の経済状態から町人請負新田は経済的にみて先進地帯の

ように有利な企業ではないことがわかる。

経済史、社会経済史では通念として近世中期以降の新田開発は町人請負新田が主流となつているとなしているが、これはある特定の地域に限られた事実で全国的な事実ではない。先進地帯においてはじめて言うことであろう。しかも先進地帯においても名古屋藩も一時的に町人請負新田を厳禁したことがあり、岡山藩でも中期以降は禁止して藩営開発にきりかえている。先進地帯のうちでも幕府領に町人請負新田が許可されていることが多い。ここでは旧大和川跡や大阪湾岸などが好例である。ここには企業の利潤を追求する宮農の組織体としての町人請負新田が成立した。後進地帯では町人請負新田はすくない。とくに大名領にはすくない、町人請負新田の厳禁している藩が多い。ただ町人資本が村受新田や藩営新田の開発に金融されたことはあるが、それは町人請負新田とはまったく異なる。またもし後進地帯でも町人請負新田の開発があるところは、多くは幕府領であつて所在代官の許可によるものである。全国に散在する幕府領は後進地帯の中でも当時のもっとも経済的活動が盛んな都市を中心として所有し、その豪商の開発が多いのである。近世における日本の大部分をしめている後進地帯では町人請負新田は開発の主流ではなく、まれなものであるのは、町人請負新田を開発しても後進地帯では企業の利潤をうることもできず、新田経営は商業採算上から成立しないものである。小論の塚崎新田の経営もまたその例からまぬかれない。とくに江戸周縁には江戸の豪商による新田開発は大阪・名古屋周縁のように町人請負の新田開発が多くてもしかるべきであるが、意外にも数はすくないのである。これは幕府の町人請負新田の禁止令によつて江戸周縁はとくにきびしく制限したからであり、かつは関東地方は経済的に町人請負新田を成立せしめうる基盤が未成熟であつたことをも重視すべきであろう。(小論は千葉県東金市家徳家の御厚意によりその古文書を閲覽できて調査したものである。家徳家に深謝する次第である。)

註

- (1) 菊地利夫、新田開發、上下二卷、古今書院、昭和三十三年
- (2) 内田寛一、九十九里平野における人文の発達と海岸線の変化、日本学術協会報告、昭和五年
- (3) 青野寿郎、九十九里浜平野における集落の移動、地評、昭和六年
- (4) 塚崎新田発端之訳、享保二十年、家徳家文書
- (5) 塚崎百姓証文、享保二十年、家徳家文書
- (6) 菊地利夫、新田開發、至文堂、昭和三十七年